

保存登記

(イ)第41条(a)、(c)、(e)

(1)個人が新築したもの

必要書類	備考
申請書	
住民票(転入手続き後で市長印が確認できるもの)	やむをえず転入手続き前の場合は追加書類が必要 ((7)やむをえず転入手続き前の場合を参照)
以下の①～③のいずれか	・所在地 ・建築年月日 ・用途 ・床面積 ・構造 } 等が確認できるもの
①登記完了証	
②登記事項証明書	
③確認済証及び検査済証	

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合

認定通知書	最新のもの
-------	-------

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。